



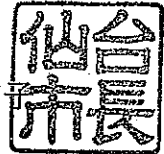
H29 都住市第 965 号
平成 29 年 9 月 12 日

「おひさまと安心の暮らしを返せ-住民の会」

共同代表 安藤 譲 様

共同代表 大山 葉子 様

仙台市長 郡 和子



「あすと長町復興公営住宅」の日照被害に関わる要望署名」について（回答）

日頃より、本市市政にご協力を賜り誠にありがとうございます。

平成 29 年 7 月 14 日付けでご要望をいただきました標記の件につきまして、
別紙のとおり回答します。

担当：都市整備局

■復興公営住宅建設に関すること

住宅政策課 門脇・一戸

○電話：022-214-8336

○FAX：022-268-2963

■復興公営住宅施設管理に関すること

市営住宅管理課 西本・後藤・遠藤

○電話：022-214-8332

○FAX：022-268-2963

「あすと長町復興公営住宅の日照被害に関わる要望書名」への回答について

平成 29 年 7 月 14 日に頂きました標記要望署名に対して、下記の通り回答いたします。

記

いただきました要望署名は、平成 29 年 3 月 22 日に回答しました「「あすと長町復興公営住宅」隣接地への高層マンション建設に係る公開質問状への回答」、「回答 6」に基づくものでございますことから、これに基づき、回答させていただきます。

回答 6：～前段省略～整備後には、周辺の状態も含め、様々な変化が生じてきます。本市としては、それぞれの住宅の実情を十分に勘案するとともに、法適合性や財政状況などを踏まえ、必要性・緊急性を適切に見極めながら、小規模な修繕、さらに一定期間ごとに必要な大規模改修など、住宅を健全で良好な状態に維持し、保全していくことに努めたいと考えます。

【要望 1】あすと長町復興公営住宅の各住戸の北側に「明り取りの窓」を設置してください。

【要望 2】太陽光採光システムを設置し、各戸の明るさを確保してください。

あすと長町復興公営住宅は、隣接マンションにより、直射日光は一定程度遮られることとなるものの、隣接する建物との空間から「天空光」※₁を得ることができるものと考えております。さらに、あすと長町復興公営住宅が建築後間もない建物であることも踏まえますと、ご要望の「明り取り窓」や「太陽光採光システム」の設置については、それらに要する費用と得られる効果に鑑み、設置の検討は難しいと申し上げなければなりません。

※₁：太陽の光のうち、大気中の水蒸気や塵(ちり)などによって拡散されるか、雲から反射されて地面に到達するもの。

【要望 3】住環境の著しい悪化を考慮し、「家賃」を引き下げてください。

公営住宅の家賃は、家賃算定基礎額（世帯収入）を基礎に市町村立地係数、規模係数、建物の経過年数及び利便性係数（エレベーターや浴槽の有無、周辺の地価の状況等に応じた係数）を用いて算出しており、「日照の程度」はこれらの係数に反映されておらず、このような算出方法は、法令に則ったものでございます。

「日照の程度」に関わりなく算出されている家賃を「日照の程度」を理由に引き下げることはいたしかねますのでご理解ください。